

2020 年度 帝塚山学院中学校高等学校 P T A 定例総会

目 次

	ペー ジ
2019 年度 P T A 会務報告 -----	2
2019 年度 P T A 会計決算報告書 -----	4
P T A 規約 -----	6
2020 年度 役員選考結果 -----	11
2020 年度 P T A 会計収支予算案 -----	12
帝塚山学院幼・小・中・高 P T A 慶弔規定 -----	14

- -

2019 年度 P T A 会務報告

1. 行事

- 4 月 8 日 高校入学式、中学入学式、P T A 役員会
- 4 月 20 日 中高等学校 P T A
- 5 月 8 日 P T A 役員会、前年度会計監査、P T A 実行委員会、
総学級委員会
- 5 月 27 日 P T A 役員会、P T A 総会、専門委員会
- 6 月 8 日 オープンスクール（役員）
- 6 月 10 日 中学学級 P T A、中高自由参観日
- 6 月 22 日 P T A の集い（総務委員）
- 7 月 11 日 教育後援会幹事会（役員・旧役員）
- 7 月 16 日 教護講演会 塚本 亮氏
中学校「目標や夢ってなんだろう」
高校「目標を達成する人と挫折する人」
（教護委員） P T A 役員会
- 9 月 22 日 学院祭の食堂のお手伝い（教護委員）
- 10 月 2 日 P T A 役員会、前期会計監査、P T A 実行委員会
- 10 月 2 日 学芸講演会 溝上 慎一氏
「中高大の学びから社会につながる教育とは何か
～今後の大学入試改革とアクティブラーニングについて～」
（学芸委員） P T A 役員会
- 10 月 12 日 中学プレテスト（役員）
- 10 月 30 日 中高自由参観日、中学学級 P T A
- 1 月 29 日 大阪私学振興大会（NHK ホール）（役員・教護委員）
- 2 月 3 日 P T A 役員会、P T A 実行委員会、中高自由参観日
- 2 月 29 日 高校卒業式

2. 御慶事・御弔慰

御慶事 4 件

御弔慰 6 件

2019年度 帝塚山学院中学校高等学校 PTA会計報告書

自 2019年 4月 1日

至 2020年 3月 31日

一般会計の部

収入の部

科目	本年度予算	決算	比較増減
会費	28,000,000	27,960,000	40,000
利息	0	190	-190
雑収入	0	1,456	-1,456
繰越金	3,844,287	3,844,287	0
合計	31,844,287	31,805,933	38,354

支出の部

科目	本年度予算	決算	比較増減
運営費	700,000	394,720	305,280
厚生費	3,400,000	2,919,519	480,481
学芸費	1,700,000	1,480,110	219,890
クラブ補助	12,800,000	10,186,938	2,613,062
出版費	2,700,000	2,533,963	166,037
学習補助費	9,000,000	5,717,496	3,282,504
特別会計繰入費	1,500,000	1,500,000	0
予備費	44,287	0	44,287
繰越金		7,073,187	-7,073,187
合計	31,844,287	31,805,933	38,354

特別会計の部

収入の部

科目	本年度予算	決算	比較増減
繰越金	1,881,629	1,881,629	0
特別会計繰入金	1,500,000	1,500,000	0
利息		16	-16
合計	3,381,629	3,381,645	-16

支出の部

科目	本年度予算	決算	比較増減
教育環境整備事業	1,500,000	0	1,500,000
繰越金	1,881,629	3,381,645	-1,500,016
合計	3,381,629	3,381,645	-16

帝塚山学院中学校高等学校PTA

会計 川口 加奈子

㊞

会計 福井 仁美

㊞

会計 村田 実生

㊞

上記2019年度会計監査報告に関し、会計簿、明細書類について慎重に監査を行った結果、適正且つ正確であることを認めます。

2020年6月15日

会計監査委員長

小林 武光

㊞

会計監査委員長

上田 貴弘

㊞

支出内訳

科目		本年度予算	決算	比較増減
運営費		700,000	394,720	305,280
(内訳)	会議費	200,000	109,284	90,716
	印刷費	50,000	32,560	17,440
	通信費	50,000	72,376	-22,376
	慶弔費	400,000	180,500	219,500
厚生費		3,400,000	2,919,519	480,481
(内訳)	カウンセラー謝礼	50,000	15,650	34,350
	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	1,500,000	1,570,950	-70,950
	入学卒業祝賀費	400,000	277,260	122,740
	保健衛生費	500,000	433,944	66,056
	校外救護費	300,000	12,960	287,040
	生徒福祉費	150,000	149,200	800
	「PTAの集い」補助	500,000	459,555	40,445
学芸費		1,700,000	1,480,110	219,890
(内訳)	ふえとだある・帝塚山学院祭補助	1,000,000	1,035,000	-35,000
	講演会講師謝礼	500,000	445,110	54,890
	国際交流活動補助	200,000	0	200,000
クラブ補助		12,800,000	10,186,938	2,613,062
(内訳)	コーチ謝礼	8,500,000	7,148,115	1,351,885
	顧問引率補助	3,600,000	2,505,543	1,094,457
	用具備品補助	700,000	533,280	166,720
出版費		2,700,000	2,533,963	166,037
(内訳)	中高「まつかぜ」	2,000,000	1,702,068	297,932
	その他出版費	700,000	831,895	-131,895
学習補助費		9,000,000	5,717,496	3,282,504
(内訳)	補習講習補助	6,000,000	3,143,800	2,856,200
	機器備品購入補助	200,000	0	200,000
	「総合学習」補助	200,000	28,451	171,549
	行事補助	100,000	40,000	60,000
	安全管理補助	2,500,000	2,505,245	-5,245
特別会計繰入費		1,500,000	1,500,000	0
予備費		44,287	0	44,287
合計		31,844,287	24,732,746	7,111,541

帝塚山学院中学校高等学校 P T A 規約

(名 称)

第 1 条 本会は帝塚山学院中学校高等学校 P T A と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、保護者と学校が協力することによって帝塚山学院教育のいっそうの充実をはかり、生徒の心身の健全な成長を支援することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は帝塚山学院中学校高等学校生徒の保護者による正会員と、本校教員による特別会員によって構成される。

(会 計)

- 第 4 条 本会の会計は、一般会計及び特別会計に区分する。
- (1) 一般会計 一般会計は本会の経常活動に関する財務会計をいう。
 - (2) 特別会計 特別会計は総会において一般会計と区分して処理することを定めた財務会計をいう。
- 2 本会活動に対する経費は、会費及び寄付金によって支弁する。
 - 3 会費は、会員 1 家庭につき年額 20,000 円とし、所定の期日までに 1 年分を一括して納入する。
 - 4 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
 - 5 本会の決算は、会計監査を経たうえ、総会の承認を得なければならない。
 - 6 会計は常に収支を明らかにし、必要に応じて会計監査委員の監査を受けるとともに、会計簿及び証拠書類を常に具備して、随時会員の閲覧に供し得ることとする。
 - 7 特別会員は会費の納入を免除される。

(役 員)

- 第 5 条 本会は次の役員をおく。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 庶 務 2 名
 - (4) 会 計 2 名
- 2 副会長・庶務・会計は、原則として中学校と高等学校の保護者からそれぞれ 1 名ずつ選出する。
 - 3 庶務・会計の実務については、特別会員の担当者各 2 名が補佐する。
 - 4 役員は、選考委員会が候補者を推薦し、総会で決定する。

- 5 役員の任期は1カ年とし再任は妨げないが、3期をもって限度とする。
- 6 役員は学級委員を兼任できない。

(役員の職務)

- 第 6 条 会長は会を代表する。
- 2 会長は総会・役員会・実行委員会を招集し、その議長となる。また必要に応じて、その他の委員会を招集することができる。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
 - 4 庶務は、総会・委員会・実行委員会の議事、ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、各種の会合の通知をする。
 - 5 会計は総会に於いて決定された予算に基づいて会計事務を処理し、年度末総会には、会計監査委員の監査を経て決算報告をおこなう。
 - 6 役員は、本会のあらゆる会合に出席し、意見を述べることができる。

(学級委員)

- 第 7 条 学級委員は互選により各学級から原則2名ずつ選出する。ただし互選が困難な場合は学級担任にその選出を委嘱することができる。
- 2 学級委員の任期は1カ年とする。ただし再任を妨げない。

(学級委員の職務)

- 第 8 条 学級委員は学級担任に協力して学級懇談会の企画・運営を行うと共に、学年および全学の活動について学級会員の代表となる。
- 2 学級委員は学級委員会および専門委員会の構成員となる。

(顧問)

- 第 9 条 本会には顧問をおく。
- 2 学院長、学校長、副校長、教頭を顧問とする。

(顧問の職務)

- 第 10 条 顧問は本会の運営に関し、会長の相談にあずかる。
- 2 顧問は学校を代表して、本会のあらゆる会合に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

- 第 11 条 総会を本会の最高議決機関とする。
- 2 通常総会は5月に行い、決算報告ならびに年次計画および決算審議を行う。
 - 3 臨時総会は必要に応じて随時開催することができる。

- 4 総会は正会員の3分の1以上の出席によって成立する。ただし委任状の提出者は出席者数に算入する。
- 5 議決の成否は当日の出席者の多数決による。可否同数の時は議長が決する。
- 6 特別会員は総会の議決に参加しない。

(役員選考委員会)

- 第12条 次年度の役員候補者を選出するために役員選考委員会をおく。
- 2 役員選考委員会は、中高校級委員長および中高専門委員会委員長・副委員長によって構成され、必要に応じて顧問ならびに特別会員若干名が参加する。
 - 3 学級委員長は役員選考委員会委員長を兼任し、会を招集する。
 - 4 役員選考委員会で選ばれた役員候補者は、総会の承認を経て役員に就任する。

(会計監査委員会)

- 第13条 本会の会計を監査するために会計監査委員会をおく。
- 2 会計監査委員会は中高校級委員長をもって構成され、必要に応じて特別会員若干名が参加する。
 - 3 会計監査委員は会計の執行状況を監査し、総会でその結果を報告する。

(役員会)

- 第14条 役員会は、会長・副会長・庶務・会計によって構成され、必要に応じて特別会員若干名が参加する。
- 2 役員会は、本会を代表する執行機関として会務をつかさどる。

(学級委員会)

- 第15条 学級委員会は、各学級から選出された学級委員によって構成され、必要に応じて特別会員若干名が参加する。
- 2 学級委員会は、学年懇談会・全学懇談会などの企画・運営を行う。
 - 3 学級委員会は学級委員長が招集する。
 - 4 学級委員会は互選によって、中高委員長を各1名選出する。
 - 5 学級委員会は、必要に応じ、中学校部会と高等学校部会として活動することができる。この場合、中高委員長はそれぞれの部会長として部会を統括する。

(実行委員会)

- 第16条 実行委員会は、役員、中高校級委員長、中高専門委員会委員長・副委員長によって構成され、必要に応じて特別会員若干名が参加する。
- 2 実行委員会は、本会の目的を達成するため必要な事項を企画し、その執行を本会各機関に指示する。

- 3 実行委員会は総会に提出する議案を作成する。
- 4 実行委員会は上記の任務を果たすために必要な範囲で決議権を持つ。
- 5 実行委員会は構成員（特別会員は除く）の2分の1以上の出席によって成立する。ただし委任状の提出者は出席者数に算入する。
- 6 議決の成否は当日の出席者の多数決による。可否同数の時は、議長が決する。
- 7 特別会員は実行委員会の議決に参加しない。

（専門委員会）

- 第 17 条 学級委員会に次の専門委員会を設ける。
但し、役員会が認めた時、特別委員会を設けることができる
- (1) 総務委員会（懇親会などの企画・運営及び学校行事に対する協力）
 - (2) 学芸委員会（講演会など会員もしくは生徒の研修活動の企画・運営及び学校行事に対する協力）
 - (3) 教護委員会（校外教護など生徒の危機防止活動全般及び学校行事に対する協力）
- 2 中高等学校級委員長を除く学級委員は、学年を越えて学級別に構成する専門委員会のいずれかに所属する。
 - 3 各専門委員会の開催にあたっては、必要に応じて特別会員も適宜参加する。
 - 4 各専門委員会は、それぞれ互選によって、委員長・副委員長を中学・高校から各1名ずつ選出する。
 - 5 専門委員会は各専門委員長が招集する。
 - 6 専門委員会は必要に応じ、中学校部会と高等学校部会として活動することができる。この場合、中高委員長はそれぞれの部会長として部会を統括する。

（慶 弔）

- 第 18 条 本会の慶弔に関する事項については別に定める。

（細 則）

- 第 19 条 本会の運営に要する細則は、本規約に反しない限りにおいて、実行委員会がその議決を経て定めることができる。

（規約改正）

- 第 20 条 本会の規約の改正は、実行委員会ならびに総会の決議を必要とする。

(附 則)

本規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

本規約改定第 17 条は、平成 21 年 5 月 14 日より施行する。

本規約改定第 9 条は、平成 23 年 5 月 9 日より施行する。

本規約改定第 5 条及び第 17 条は、平成 29 年 5 月 24 日より施行する。

本規約改定第 7 条は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

2020 年度 P T A 役員選考結果

会長候補	福田	卓也	(高 2 C)
副会長候補	本多	由理	(高 3 F・高 3 G)
副会長候補	出口	智映子	(高 2 E・中 3 A)
庶務候補	福井	仁美	(高 2 G)
庶務候補	田島	麻美	(中 2 B)
会計候補	川口	加奈子	(高 3 D)
会計候補	櫻澤	玲子	(中 2 G)

以上の通り決定しました。

2 0 2 0 年 4 月

中学校高等学校 P T A 学級委員長 小 林 武 光

中学校高等学校 P T A 学級委員長 上 田 貴 弘

2020年度 帝塚山学院中学校高等学校 P T A会計収支予算案

1. 一般会計の部

自 2020年4月 1日

(1) 収入の部

至 2021年3月31日

項 目	本年度予算
会 費	28,400,000
利 息	0
雑 収 入	0
前 期 繰 越 金	7,073,187
合 計	35,473,187

(2) 支出の部 (右表内訳)

項 目	本年度予算
運 営 費	700,000
厚 生 費	7,000,000
学 芸 費	1,700,000
クラブ補助費	13,100,000
出 版 費	2,200,000
学 習 補 助 費	9,000,000
特別会計繰入費	1,500,000
予 備 費	273,187
合 計	35,473,187

2. 特別会計の部

(1) 収入の部

項 目	本年度予算
前 期 繰 越 金	3,381,645
特別会計繰入費	1,500,000
利 息	0
合 計	4,881,645

(2) 支出の部

項 目	本年度予算
教育環境整備事業	1,500,000
次 期 繰 越 金	3,381,645
合 計	4,881,645

2020年6月15日

帝塚山学院中学校高等学校 P T A

会長 福田 卓也 (印)

会計 川口 加奈子 (印)

会計 福井 仁美 (印)

支出の内訳（予算）

項 目		本年度予算	備 考
運 営 費		700,000	
(内訳)	会 議 費	200,000	委員会事務用品、茶菓代 等
	印 刷 費	50,000	PTA活動報告冊子 等
	通 信 費	50,000	
	慶 弔 費	400,000	
厚 生 費		7,000,000	
(内訳)	カウンセラー謝礼	50,000	交通費、参考図書 等
	日本赤十字振興センター災害共済掛け金	1,600,000	通学時、学校内災害保険
	入学卒業祝賀費	400,000	
	保健衛生費	4,000,000	クラブ検診費、コロナ感染症防止対策 等
	校外教護費	300,000	校外視察、講師謝礼、教護委員会補助
	生徒福祉費	150,000	
	総務委員会補助	500,000	
学 芸 費		1,700,000	
(内訳)	ふえとだある・学院祭など補助	1,000,000	生徒自治活動支援 等
	学芸委員会補助	500,000	
	国際交流活動補助	200,000	留学生経費、海外研修補助
クラブ補助		13,100,000	
(内訳)	コーチ謝礼	8,500,000	コーチ約40名の謝礼、交通費
	顧問引率補助	3,600,000	休日引率経費、手当補助
	用具備品補助	1,000,000	
出 版 費		2,200,000	
(内訳)	中高「まつかぜ」	1,200,000	年1回発行
	その他出版補助	1,000,000	シラバス 等
学習補助費		9,000,000	
(内訳)	補習講習補助	6,000,000	
	機器備品購入補助	200,000	
	「総合学習」補助	200,000	
	行事補助	100,000	
	安全管理補助	2,500,000	Fair Cast 等
特別会計繰入費		1,500,000	
予 備 費		273,187	
合 計		35,473,187	

帝塚山学院幼・小・中・高 P T A 慶弔規定

平成 22 年 4 月

(A) 園児、児童、生徒（以下、単に生徒という）及び保護者の場合

1. 慶の場合は、対処しない。
2. 生徒及び保護者の死亡の場合は、50,000 円と柩等を贈る。
3. 生徒の兄弟姉妹（学院に籍を置かない兄弟姉妹）の死亡の場合は、5,000 円を贈り、弔電を打つ。
4. 保護者の父母（生徒の祖父母）の死亡の場合は、弔電を打つ。
5. 葬儀への参列は、次の通りとする。
 - * 生徒の場合
 - ・ 教員 学校代表及び関係職員
 - ・ 生徒 当該学級の生徒全員
 - ・ P T A P T A 役員及び当該学級の学級委員
 - * 保護者の場合
 - ・ 教員 学校代表及び学級担任
 - ・ 生徒 当該学級の代表
 - ・ P T A P T A 役員及び当該学級の学級委員
6. 上記以外の特別の場合は、実行委員会または役員会にはかる。

(B) 教員の場合

1. 結婚の場合は、30,000 円、出産の場合は 10,000 円を贈る。
2. 死亡の場合は、50,000 円と柩等を贈る。
3. 教員の父母（養父母は含み、配偶者の父母は除く）・配偶者及び実子（養子を含む）の死亡の場合は、10,000 円と柩等を贈る。
4. 葬儀の参列と連絡等は次の通りとする。
 - * 教員本人の場合
 - 連 絡
 - ・ P T A 役員
 - ・ 当該学年の学級委員
 - ・ 当該学級の保護者
 - 参 列
 - ・ 学校代表教員及び関係教員
 - ・ 当該学級の生徒
 - ・ P T A 役員及び当該学級の学級委員
5. 上記以外の特別の場合は、実行委員会または役員会にはかる。

以上